

第七十四回 帝國議會  
衆議院

職員健康保險法案委員會議錄(速記)第七回

付託議案審査終了ノモノヲ除ク  
船員保險法案(政府提出)

昭和十四年三月十四日(火曜日)午前十時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 真鍋 勝君

理事成島 勇君

理事小串 清一君

理事事泉 國三郎君

高木桑太郎君

本田彌市郎君

田子 一民君

濱地 文平君

山崎 常吉君

永山 忠則君

米窪 滿亮君

土屋清三郎君

石坂 養平君

太田 理一君

告順ニ依リ質疑ヲ許シマス——高木桑太郎君

○高木委員 本法案ハ業界多年ノ希望デア

リマシテ、茲ニ御提出ニナリマシタコトハ

淘ニ結構デアリマスガ、併シナガラ其ノ内

容ニ付テ考ヘテ見マスレバ、折角社會立法

任ニ付其ノ補闕トシテ土屋清三郎君及米窪

満亮君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同月十四日委員赤松克麿君辭任ニ付其ノ補

闕トシテ山崎常吉君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席國務大臣左ノ如シ

厚生大臣 廣瀬 久忠君

出席政府委員左ノ如シ

厚生政務次官 津崎 尚武君

厚生參與官 綾部健太郎君

厚生省衛生局長 林 信夫君

保險院長官 進藤 誠一君

保険院總務局長 佐藤 基君  
保険院社會保險局長 清水 玄君  
保険院簡易保險局長 藤川 靖君  
保険院書記官 川村 秀文君  
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ  
船員保險法案(政府提出)  
○真鍋委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、通  
告順ニ依リ質疑ヲ許シマス——高木桑太郎  
君  
○高木委員 本法案ハ業界多年ノ希望デア  
リマシテ、茲ニ御提出ニナリマシタコトハ  
淘ニ結構デアリマスガ、併シナガラ其ノ内  
容ニ付テ考ヘテ見マスレバ、折角社會立法  
任ニ付其ノ補闕トシテ土屋清三郎君及米窪  
満亮君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同月十四日委員赤松克麿君辭任ニ付其ノ補  
闕トシテ山崎常吉君ヲ議長ニ於テ選定セリ  
出席國務大臣左ノ如シ

厚生大臣 廣瀬 久忠君  
出席政府委員左ノ如シ  
厚生政務次官 津崎 尚武君  
厚生參與官 綾部健太郎君  
厚生省衛生局長 林 信夫君  
保險院長官 進藤 誠一君

保険院總務局長 佐藤 基君  
保険院社會保險局長 清水 玄君  
保険院簡易保險局長 藤川 靖君  
保険院書記官 川村 秀文君  
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ  
船員保險法案(政府提出)  
○真鍋委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、通  
告順ニ依リ質疑ヲ許シマス——高木桑太郎  
君  
○高木委員 本法案ハ業界多年ノ希望デア  
リマシテ、茲ニ御提出ニナリマシタコトハ  
淘ニ結構デアリマスガ、併シナガラ其ノ内  
容ニ付テ考ヘテ見マスレバ、折角社會立法  
任ニ付其ノ補闕トシテ土屋清三郎君及米窪  
満亮君ヲ議長ニ於テ選定セリ

料ヲ要求シテ置キマシタガ、マダ得テ居リ  
マセヌカラ、正確デハアリマセヌケレドモ、  
私ノ記憶ニ存スル所ニ依レバ、全國ニ於ケ  
ル漁船ノ數ガ、約四十萬隻位アルト思フノ  
デアリマス、其ノ中三十噸以上ノ船ハ僅ニ  
二千隻位デハナイカト思フノデアリマス、  
サウシマスルト、之ニ乘組ンデ居ル船員ハ約  
七万人位デハナイカト思フノデアリマス、  
然ルニ全國ノ漁業者ハ、約百五十万人アリマ  
スルノデ、一割ニモ足ラナイ人ガ此ノ恩典  
ニ浴シ、其ノ他ハ此ノ社會的立法ニ浴スル  
コトハ出來ナイノデアリマス、之ニ付テ厚  
生省トシテハドウ云フ考デアルカ、社會立  
法トシテ考ヘルナラバ、寧ロ低イ方ヲ先ニ  
スペキデアリ、高級船員ヨリハ寧ロ下級船  
員ヲ先ニセンケレバナラズノニ、ソレヲ後  
廻シニシタノハドウ云フ理由デアルカ聽キ  
タイノデアリマス

第一條ニ規定スル帝國臣民タル船員ニシテ  
トアリマスルカラ、其ノ船員ノミノ保險デ  
アルト思フノデアリマスルガ、現在ニ於テ  
ハ三十噸以下ノ船ニ乗組ンデ居ル漁民、或  
ハ船員ガ多數デアリマス、私モマダ正確ナ  
ル調ハ此處ニ持ツテ居リマセヌシ、昨日資  
料ヲ要求シテ置キマシタガ、マダ得テ居リ  
マセヌカラ、正確デハアリマセヌケレドモ、  
私ノ記憶ニ存スル所ニ依レバ、全國ニ於ケ  
ル漁船ノ數ガ、約四十萬隻位アルト思フノ  
デアリマス、其ノ中三十噸以上ノ船ハ僅ニ  
二千隻位デハナイカト思フノデアリマス、  
サウシマスルト、之ニ乘組ンデ居ル船員ハ約  
七万人位デハナイカト思フノデアリマス、  
然ルニ全國ノ漁業者ハ、約百五十万人アリマ  
スルノデ、一割ニモ足ラナイ人ガ此ノ恩典  
ニ浴シ、其ノ他ハ此ノ社會的立法ニ浴スル  
コトハ出來ナイノデアリマス、之ニ付テ厚  
生省トシテハドウ云フ考デアルカ、社會立  
法トシテ考ヘルナラバ、寧ロ低イ方ヲ先ニ  
スペキデアリ、高級船員ヨリハ寧ロ下級船  
員ヲ先ニセンケレバナラズノニ、ソレヲ後  
廻シニシタノハドウ云フ理由デアルカ聽キ  
タイノデアリマス

次ニ伺ヒタイノハ第十七條ノ第三ニ「前  
二號ニ掲グル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者」  
トシテアルガ、其ノ勅令ヲ以テ指定スル範  
圍ハ、ドウ云フモノデアリマスルカ、聞ク  
テ、健康保險ガ十數年前ニ出來マシタ、ソレ  
カラ最近ニ地方ノ農山漁村ノ住民ノ爲ニ、  
國民健康保險ヲ設ケタノデアリマス、漁業

者ニ付キマシテハ、從來トモ無論考ヘテ居ルノデアリマスルガ、只今仰セノ如クニ漁民ハ全國ニ百何十万人アルノデアリマス、所ガ此ノ大多數ハ海上勞働者ト目スベキモノデハナイノデアリマシテ、大多數ハ陸上ノ住民デアツテ海上デ働ク、簡單ニ言ヒマスレバ、漁村ノ漁民ハ朝船ニ乗ツテ出で晚ニ歸ツテ來ル、或ハ數日海上ニ居リマシテモ、大體ハ陸上ノ居住者デアリマス、之ニ對シマシテハ國民健康保険法ニ依ル國民健保險ガ、目下地方農村其ノ他漁村ニモ、著々組合ヲ設立シテ其ノ恩典ニ浴セシメテ居ルノデアリマス、其ノ方面デ漁業者ノ如キハ、大多數救濟サレルモノト考ヘテ居リマス、ソレデ問題ニナリマスノハ、純然タル海上勞働者ト申シマスト、是ハ一年ノ中長イ間海上ニ住シテ海上ヲ家トシテ仕事ヲシテ居ル、斯ウ云フ者ニ對シテ特殊ノ保護ヲシナケレバナラスト云フノガ、今度ノ船員保険立法ノ趣旨ナノデアリマス、サウ云フ見地カラ致シマスト、ヤハリ海運業ノ船員ガ、海上勞働者トシテ一番特異性ヲ持ツテ居ルモノデアリマス、隨ヒマシテ船員法ニ依ル船員ニ對スル施設ヲ計畫致シタ譯デアリマス、此ノ船員法ノ適用ノアル船員ニ付キマシテハ、漁船ニ乗ツテ

居ル者モ、適用ガアルト云フ建前デアリマスガ、只今御話ノ三十噸以下ノ船ニ乗ツテ居ル者ニ付キマシテハ船員法ノ適用ガナイ爲ニ、此ノ保険カラモ除外サレテ居リマス、是等ノ船員ニ付キマシテハ、國民健康保険法ノ方デハ旨ク行カヌト思ヒマスカラ、海上勞働者トシテノ是等ノ者ニ對スル施設ヲ、別ニ考ヘナケレバナラスト思ツテ居リマスソレカラ第一點ノ御尋デアリマスルガ、勅令ヲ以テ此ノ保険ノ被保險者カラ除かれルコトニナツテ居リマスノハ、只今仰シヤツタヤウニ、主トシテ小サイ漁船ヲ豫想シテ居ルノデアリマス、是等ノ漁船ノ船員ヲモ、此ノ保険法ニ入レテ其ノ特殊性ヲ認メ特殊ノ規定ヲ設ケテヤツタラ宜イデハナイカ、何故左様ニヤラナイカ、斯様ナ御尋デアリマスガ、之ニ付キマシテハ漁船ノ船員ノ特殊性トシテ仕事ヲシテ居ル、一年ノ中ニ季節的ニ或ハ三箇月、或ハ五箇月ト云フヤウニ船ニ乗ツテ居ル期間モ短イモノガアル、又漁業ハ小規模ノモノガ多クテ、經濟的ノ負擔モ一般ガアリマシテ、之ニ對シテ保険料ヲ輕減スルトカ、養老保険金ノ取得資格期間ヲ短縮スルコトが必要デアルト云フ陳情モアルノスルコト

付キマシテハ、漁船ノ船員ノミニ付スカラ、ソコデ同一ノ利害狀態ニ認メ難イモノハ、此ノ保険カラ除外シテ、別個ニ考ヘル方ガ、寧ロ自然デアリ、適當デアル、ソレデ漁船ニ付キマシテモ、普通ノ商船ト何等變りナイ條件ノ下ニアルモノモ多數アルノデ、是等ハヤハリ此ノ保険ノ中ニ入レテ救濟スルノガ適當ダト考ヘテ居リマス、併シ此ノ保険ノ方ニ入レテ扱フコトが不適當デアルト思ハレルヤウナ漁船モ亦多數アリマスノデ、是等ニ付キマシテハ、先程申シマシタヤウナ理由デ、同ジ保険ノ中デ區別スルコトハ保険ノ性質上出來ナイコトデアリマスカラ、是ハ除外シテ別個ニ考ヘタ

此ノ一年間ニ於テ勅令ノ内容、其ノ他施行ニ付テ一切ノ準備ヲ整ヘテ行ヒタイト考ヘテ居リマスノデ、マダ今後農林當局、遞信當局等トモ十分打合セヲ遂ゲナケレバナラヌ點ガアルノデアリマス、只今此處デ漁船ノ船員ノ除外スペキモノノ内容ヲ、詳シク申上ゲルマデニ至ツテ居リマセヌ、唯此處デ申上ゲラレルノハ、除外スペキモノノ一

例トシテ、鱈延繩漁業ト云フヤウナ季節的ノモノニ、從事スル漁船デ、多クハ小サイ

モノデアリマスガ、是等ハ除クト云フコトニ話合ヒモシテ、諒解ガ付イテ居リマス

○高木委員 鱈延繩漁船ヲ除クト云フコトニアリマスガ、ソレハ噸數ニ限ラズ、ソレニ從事スル船員ヲ除クノデアリマスカ

○進藤政府委員 先程モ申上ゲマシタヤウニ、此ノ保險カラ除ク理由ガ、此ノ保險法ニ依ツテ此ノ保險法ノ内容タル保護制度ヲヤルニ、不適當ナ種類ノモノハ除キタイ、斯ウ云フノデアリマス、隨テ季節的ノ漁業

ニ依ツテ此ノ保險法ノ内容タル保護制度ヲヤルニ、不適當ナ種類ノモノハ除キタイ、

船モアルシ、二十噸ノ鰹漁船モアリマスガ、

其ノ點ヲ一ツ伺ヒタイ

○進藤政府委員 除外スル場合ノ標準ハ噸數ニ依ルカ、或ハ業種別ニ依ルカト云フ御

尋デアリマスガ、此ノ點ハ實ヘドチラトモマダ決メ兼ネテ居ルノデアリマス、ト云フノハ色々實情ヲ調べテ見マシテ、ドチラノ標準ニ依ルガ適當デアルカト云フコトヲ、

モウ少し能ク研究シマセヌト、唯機械的ナ副ハナイヤウナモノガ出來ハセヌカト云フ

標準デ決メマシタ場合ニハ、非常ニ實情ニモウ少し能ク研究シマセヌト、唯機械的ナ副ハナイヤウナモノガ出來ハセヌカト云フ

標準デ決メマシタ場合ニハ、非常ニ實情ニモウ少し能ク研究シマセヌト、唯機械的ナ副ハナイヤウナモノガ出來ハセヌカト云フ

標準デ決メマシタ場合ニハ、非常ニ實情ニモウ少し能ク研究シマセヌト、唯機械的ナ副ハナイヤウナモノガ出來ハセヌカト云フ

標準デ決メマシタ場合ニハ、非常ニ實情ニモウ少し能ク研究シマセヌト、唯機械的ナ副ハナイヤウナモノガ出來ハセヌカト云フ

標準デ決メマシタ場合ニハ、非常ニ實情ニモウ少し能ク研究シマセヌト、唯機械的ナ副ハナイヤウナモノガ出來ハセヌカト云フ

標準デ決メマシタ場合ニハ、非常ニ實情ニモウ少し能ク研究シマセヌト、唯機械的ナ副ハナイヤウナモノガ出來ハセヌカト云フ

標準デ決メマシタ場合ニハ、非常ニ實情ニモウ少し能ク研究シマセヌト、唯機械的ナ副ハナイヤウナモノガ出來ハセヌカト云フ

標準デ決メマシタ場合ニハ、非常ニ實情ニモウ少し能ク研究シマセヌト、唯機械的ナ副ハナイヤウナモノガ出來ハセヌカト云フ

標準デ決メマシタ場合ニハ、非常ニ實情ニモウ少し能ク研究シマセヌト、唯機械的ナ副ハナイヤウナモノガ出來ハセヌカト云フ

モナシ、小サイ船ニ乗ツテ沖合ニ出テ魚ヲ獲ルマデハ、一週間位船ハ歸リマセヌ、而モ他ノ機船、帆船等ノ千噸以上ノ船或ハ五百噸以上ノ船ナラバ、其ノ中ニ入浴ノ設備モ出來テ居リマスガ、鰹漁ナドハ二十噸、三十噸ノ船ニ乗ツテ、都合ニ依ルト半月乃至一月位歸ラナイコトガアリマス、サウシテ入浴モセズニ魚ヲ探シテ一生懸命働イテ居ル、之ヲ陸上ノ労働者ト同ジヤウニ見テ居ルト云フコトデナク、私ハモウ少シ漁業者ノ實體ヲ、同情ヲ持ツテ見テヤツテ戴キ

居ルト云フコトデナク、私ハモウ少シ漁業者ノ實體ヲ、同情ヲ持ツテ見テヤツテ戴キ

居ルト云フコトデナク、私ハモウ少シ漁業者ノ實體ヲ、同情ヲ持ツテ見テヤツテ戴キ

居ルト云フコトデナク、私ハモウ少シ漁業者ノ實體ヲ、同情ヲ持ツテ見テヤツテ戴キ

居ルト云フコトデナク、私ハモウ少シ漁業者ノ實體ヲ、同情ヲ持ツテ見テヤツテ戴キ

居ルト云フコトデナク、私ハモウ少シ漁業者ノ實體ヲ、同情ヲ持ツテ見テヤツテ戴キ

居ルト云フコトデナク、私ハモウ少シ漁業者ノ實體ヲ、同情ヲ持ツテ見テヤツテ戴キ

居ルト云フコトデナク、私ハモウ少シ漁業者ノ實體ヲ、同情ヲ持ツテ見テヤツテ戴キ

居ルト云フコトデナク、私ハモウ少シ漁業者ノ實體ヲ、同情ヲ持ツテ見テヤツテ戴キ

居ルト云フコトデナク、私ハモウ少シ漁業者ノ實體ヲ、同情ヲ持ツテ見テヤツテ戴キ

ク研究シ、尙ホ農林當局トモ十分打合セマシテ、將來適當ナ方法ヲ執リタイト思ヒマス

○眞鍋委員長 ソレデハ濱地文平君

シタノデアリマス、サウシテ政府委員ノ答辯ニ依リマシテ、私ノ案ジテ居タ所ハ、大

體ニ於キマシテ了解出來マシタカラ、相當

満足シテ居ルヤウナ次第デアリマスガ、本

案ニ付キマシテハ、大體贊成ノ用意ヲ持ツ

テ居リマスルケレドモ、先程ノ御答辯中少

シク聽漏シタ所ガアルノデゴザイマスガ、

漁船乗組員ニモ船員手帳ヲ持ツテ居ル者ハ、此ノ法案ニ於ケル被保險者トナル資格ヲ持ツテ居ルノデアリマスカ、又強制セラレテ居ルノテアリマスカ、之ヲ一ツ聽イテ置キタイト思フノデアリマス、同時ニ斯ノ如キ原則トシテ立派ナ案ガ出サレル以上、同ジク漁船乗組員ニ對シテモ、此ノ恩典ニ

立テ戴キタイト云フコトヲ、切ニ念願ス

ル者デアリマスルガ、此ノ希望ヲ添ヘマシテ、一先ヅ私ノ質問ハ打切ルコトニ致シマ

セヌガ、御希望ノ點ハ洵ニ御尤モニ存ジマス、是等ニ付キマシテハ、私共ノ方デモ能

ス、是等ニ付キマシテハ、私共ノ方デモ能

○廣瀬國務大臣 只今ノ御質問デアリマ

ス、是等ニ付キマシテハ、私共ノ方デモ能

年金ニ置イテアルヤウデアリマスガ、是ハ  
將來特ニ漁船乗組員ニ適用セラルベキ案ヲ  
出ス上ニ於テ必要ト思フノデ、一寸聽イテ  
置キタイト思フノデアリマスガ、被保險者  
ノ資格ヲ十五年以上ニ原則ヲ置イテ居ルヤ  
ウデアリマスケレドモ、先程政府當局モ少  
シク其ノ御話ガアリマシタガ、普通漁船ニ  
乗込ンデ居ル者ハ、事實十五年以上ヲ算定  
スルコトハ、非常ニ困難ナノデアリマス、  
何トナレ、漁業ニハ漁期ト云フモノガアリ  
マスシ、サウシテ漁獲物ノ種類ガアリマス、  
デアルカラ他ノ船員ノ如ク、一年中乗込ン  
デ居ルノデハナイノデアリマシテ、一年フ  
中ニ半年、若クハ三箇月乗組ムダケノ乗組  
員モ澤山アルノデアリマス、ソレハ十五年  
ニ達シヨウト思フト、事實三十年モ四十年  
モ掛ルノデアリマス、而モ荒海ノ仕事ヲス  
ル者ハ、年齢四十歳以上ニナリマスルト、  
到底波ノ上デ作業ヲスルコトハ出來ナイノ  
デアリマス、サウナリマスルト、十五年ト  
云ヒ、或ハ二十年ト云フヤウナ短カイ年月  
ノ間ニ、養老年金ヲ支給セラルト云フコ  
トハ、全ク可能性ガナクナツテシマフノデ  
アリマス、又船主ト乗組員トノ關係デアリ  
マスガ、私共ノ申スノハ五十噸カラ百二三  
十噸デノ遠洋漁船、鰹、鮪船デアリマスガ、

是ハ乘組員自體モ或ル意味ニ於キマシテ、  
船主タル性質ヲ多分ニ持ツテ居ルノデアリ  
マス、大體遠洋漁業ノ船主ト云フモノハ、  
大型モ小型モ資本ガアツテヤルノデハナク  
テ、事實ニ於キマシテ一文モナインデアリ  
マス、是ハ統計カラ見テモ、事實カラ見テ  
モ分ルノデアリマスガ、例ヘバ一隻ノ船ヲ  
海ヘ浮カバスノニ、其ノ資本ハドウスルカ  
ト言ヒマスト、先ヅ百噸級ノモノデアリ  
マシタラ、七八万圓ノ資本金ガ要ルデア  
ラウト思フノデアリマス、此ノ七八万圓  
ノ金ヲドウスルカト申シマスト、五千圓  
乃至一万圓位ハ、漁業組合デ漁業獎勵金  
ト云フ名目ノ下ニ無利息デ借りマシテ、  
漁獲高カラ返ス、其ノ他ハ一万圓位ヲ農工銀  
行ヤ其ノ他デ、一人デハ借レマセヌカラ親類  
ヤ友達ヲ集メテ十人位デ借りルノデアリマ  
ス、アト本省カラ補助金ヲ五千圓乃至一万  
圓貰フ、サウシテ内金ヲ入レテ漁獲高カラ  
月賦若シクハ漁獲ノアツタ時ニ拂フ、鐵工  
所ヘハ機械代ノ内金ヲ入レマシテ、其ノ全  
部ヲ拂フマデハ機械ノ名儀ハ鐵工所ノ名儀  
ニシテ、詰リ證書ハ鐵工所ノ權利ニシテア  
ルノデアリマス、サウシテ漁獲地ノ間屋筋  
ニ行キマシテ、足ラヌ金五千圓乃至一万圓  
位借ルノデアリマス、其ノ代リニ漁獲物ハ其

ノ問屋ノ手ヲ經テ賣ルト云フコトニ相成ツ  
テ居リマス、問屋ニ對シテハ口錢ヲ出シナガ  
ラ、借金ヲ済マシテ行カナケレバナラヌト  
云フヤウナヤリ方デアリマシテ、更ニ又石  
油モ石油業者カラ借りテ行クノデアリマシ  
テ、斯ノ如ク複雜ナル遣縛リヲシマシテ、  
漸ク裸一貫デ七八万圓ノ資本家トナルノデ  
アリマスガ、五箇年乃至六箇年ノ間ニ船價  
償却ヲシナカツタナラバ、次ノ船ヲ建造ス  
ルコトハ全ク不可能ニ終ルノデアリマス、  
ヨク板子一枚下ハ地獄ト申シマスガ、サウ  
デナクシテ寧ロ陸上デ綱渡リヲシテ居ル程  
度ノ危ウサヲ持ツテ居ルノデアリマス、普  
通ノ商船、或ハ蟹工船其ノ他何千噸以上ノ  
船主ヤ會社トハ、全クスノ如ク業態ガ違フ  
ノデアリマシテ、負擔力ト云フモノハ全ク  
ナイノデアリマス、デスカラ漁獲ガナクテ  
採算ガ取レナイ場合ニハ、乗組員自體ガ米  
代、石油代ヲ負擔スルト云フ組織モアルノ  
デアリマシテ、是ハ私ノ地方デトウカイ組  
織ト言ヒマスガ、漁ガ惡ケレバ問屋ニ船ヲ  
押ヘラレタリ、石油屋ニ押ヘラレタリスル  
ノデアリマス、斯ノ如キ船主ガドウシテ船  
員ノ保険料ヲ負擔スルコトガ出來ルデアリ  
マセウカ、到底是ハ出來ナイ相談デアルト  
思フノデアリマス、又此ノ様ナ仕組ニナツ

テ居ル場合ニ於テ、保険料ヲ船主ニ支拂ハ  
スル上ニ於キマシテモ、方法ガ餘程難シク  
ナカラウカト思ヒマス、洵ニ説明ニ瓦ルヤ  
ウデアリマスケレドモ、今後出サレル漁船  
乗組員ノ保険ニ關シマシテハ、是等ノコト  
ニ付キマシテ、十分當局ガ御承知デアルヤ  
否ヤ、承ツテ置キタイノデアリマス  
次ニ厚生大臣ニ御伺シテ置キタイノデア  
リマスガ、今日ノ遠洋漁船ハ、朝出テ晩ニ  
歸ルト云フノデハゴザイマセヌデ、一箇月  
又ハ四十日、五十日ト沖デ荒浪ノ上デ命ヲ  
賭シテ働くノデアリマス、若イ血氣盛リノ  
男ガ三十日目、四十日目ニ漁獲物ヲ積ンデ  
港ニ入ツタ時ノ樂シミハ、何デアルカト申  
シマスルト、露骨ニ申シマスガ、女デアリ  
マス、是ハ誰デモ共通ノ樂ミデアリマシテ、  
モウ漁獲物ヲ陸揚ゲスルト同時ニ、自分ハ  
女ニ向ツテ突進スルノデアリマス、サウシ  
テ得ルモノハ何デアルカト云フト大抵淋病、  
黴毒デアリマス、三重縣ノ——是ハハツキ  
リ申シマスガ、遠洋若クハ三陸地方ヘ七月  
頃カラ十月頃マデ行ツテ、サウシテ漁獲ニ  
從事シテ居リマスガ、歸ツテ來ルト皆淋病  
ヤ黴毒ヲ貰ツテ歸ツテ來ル、其ノ「パーセ  
ンテージ」ガ非常ニ多イノデアリマス、是ガ  
子供詰リ子孫ニ及ボス影響ハ、非常ニ夥シ

リデナクテ、土佐ニ於キマシテモ、或ハ燒津方面ニ於キマシテモ、九州枕崎方面ニ於アルト思フノデアリマス、是ハ三重縣バカリマシテモ、皆同ジコトデアラウト思フノデアリマス、之ヲ能ク御調ベラ願ヒタイ、今日此ノ戰時非常時下ニ於テ、支那ノ戰地デ働カネバナラヌ所ノ漁村ノ壯丁ヲ、斯ノ如キ病魔ノ爲ニ國家ノ爲ニ働くコトノ出來ナイヤウニシテシマフト云フコトハ、全ク残念ノコトデアルト思フノデアリマスルカラ、此ノ方面ニ付キマシテモ相當御研究ヲ願ツテ、何カ對策ヲ講ジテ戴キタイト思フノデアリマス、之ニ對シテ厚生大臣乃至政府當局ハ、此ノ實情ヲ知ツテゴザルヤ否ヤト云フコトモ、承ツテ置キタイノデアリマス、以上デアリマス

○廣瀬國務大臣 漁民ニ對スル衛生上ノ問題ニ付テ、只今御意見ガアリマシタガ、私共ノ方デモ其ノ重要性ヲ認メテ居リマシテ、其ノ方面ニ付テハ衛生上ノ施設ノ獎勵、其ノ他花柳病ノ豫防ト云フヤウナ問題ニ付テモ、色々努力ヲ致シテ居リマス、御話ノヤテハ、將來モ一段ト力ヲ入レテ、出來ルダ

ケノコトヲ致シタイト思ヒマス  
○進藤政府委員 只今大臣ノ御答辯ガアリ  
マシタガ、其ノ他ノ御質問ノ諸點ニ付テ私  
カラ御答申上ゲマス、其ノ一點ハ漁船船員  
ニシテ、船員手帳ヲ持ツテ居ル者ハ、皆此  
ノ保険ノ被保險者ニナルノカト云フ御質問  
デアリマスガ、第十七條ニ書イテアリマス  
ヤウニ、船員法第一條ニ規定シテアル船員  
ハ、本法ニ依リマシテ此ノ保険ノ被保險者  
ニナルト云フ建前デアリマス、サウシテ第  
三號デ勅令ヲ以テ指定スル者、之ヲ除外シ  
得ルコトニナツテ居ルノデアリマスカラ、  
勅令ヲ以テ漁船船員ノ中、斯クノ者ヲ  
除クト云フコトヲ書イタ者以外ハ皆入ル、  
斯ウ云フ建前デアリマス、ソレカラ第二ノ  
御質問ノ此ノ保険法適用以外ノ漁船船員等  
ニ付キマシテノ保護施設ハ、何時頃ヤル豫  
定カト云フ御質問デアツタト思ヒマスガ、  
之ニ付キマシテハ、勅令デ此ノ法律カラ除  
外サレル船員トシマスレバ、三十噸以上ノ  
漁船ノ船員ノ中デアリマスカラ大シタ數デハ  
アリマセヌ、其ノ以外ニ三十噸以下ノ漁船、  
即チ船員法ノ適用ノナイ漁船ノ船員、是ハ  
船員トハ申シセヌガ、此等ノ漁船乗組員、  
是ガ相當多數アリマス、之ヲヤハリ一緒ニ  
ヤル必要ガアルト思フノデアリマス、ソコ

デソレ等ノ點ニナリマスト、農林省ト十分  
共同ニ調査致シマセヌト、私共ノ所デマダ  
資料モ十分整ツテ居ラヌ状態デアリマシテ、  
何時出シマスカト云フコトハ、此ノ際マダ  
申上ゲラレマセヌ、農林當局ト協議致シマ  
シテ、成ベク速ニ調査ヲ遂ゲタイト思ツテ  
居リマス、又其ノ方法ニ付キマシテモ、保  
險組織ト致シマスカ、或ハ漁業組合其ノ他  
ノモノヲ集メタ共濟組合ト云フヤウナモノ  
ヲ作ツテヤルノガ適當デアルカト云フヤウ  
ナ問題モアルノデアリマシテ、成ベク早ク  
調査ヲ遂ゲタ上デ、成案ヲ得タイト考ヘテ居  
ルト云フコトヲ申上ゲテ置キマス、ソレカ  
ラ第三點ノ別箇ノ漁船乗組員ノ施設ヲヤル  
トスレバ、其ノ漁船ノ特殊事情ヲ十分ニ認  
識シテ居ルカ、又其ノ特殊事情ヲ十分認識  
シタ適切ナ制度ヲ考ヘテ居ルカト云フ御  
デアリマスガ、其ノ點ニ付キマシテハ十分  
ニ私共認識致シテ居リマス、ソコデ只今御  
話ニナツタヤウニ、是等ノ除カレタ漁船ニ  
付キマシテハ、高額ノ保険料ノ負擔ハ困難  
デアルト云フ點モ分ツテ居リマス、ソレ等ヲ認識シタ  
ラ又海上ノ勤務ノ年月モ短イト云フコトモ  
十分分ツテ居リマス、ソレ等ヲ認識シタ  
デ最モ適切ナル制度ヲ作リタイ、斯様ニ考  
ヘテ居リマス、ソレデ是等ニ付キマシテ、

實ハ地方ノ漁業組合アタリカラモ、私共ハ意見ヲ貰ツテ居リマス、或ハ養老年金ナドト云フヨリモ、遭難ニ對スル手當トカ、死亡賜金ト云フモノノ方ニ重キヲ置イテ貰ヒタイト云フノデアリマス、サウ云フ點ハ皆御尤ト思ヒマスノデ、之等ノ點ヲ十分ニ考慮シテ、決メタイト存ジテ居リマス  
○濱地委員 サウスルト五十噸以上ノ漁船ノ乗組員ハ、全部被保險者デナケレバナラナイノデアリマスカ  
○進藤政府委員 五十噸デハアリマセヌ、三十噸以上デス、船員法第一條ニ於キマシテハ、漁船ハ三十噸以上ノ乗組合ガ船員ト云フコトニナツテ居リマス、ソレガ全部入ルト云フ建前デアリマス、サウシテ第三號ニ依ツテ、其ノ中カラ不適當當ト認メルモノヲ除ク、斯様ニナツテ居リマス  
○濱地委員 サウスルトヤハリ或程度ニ於キマシテ、本案ニ漁業船ヲ該當セシメントスル意圖ガ窺ハレルノデアリマスガ、私ハソレガ既ニ不贊成ナノデアリマス、此ノ漁業船ト外ノ船舶トハ、非常ニ各觀點カラ見テモ違フノデアリマシテ、尤モ蟹工船トカ或ハ捕鯨船ト云フモノハ別デアリマスケレドモ、普通遠洋漁船ナドハ、何千噸、何万噸ト云フモノデ、一隻ニ何百万圓ト云フ建造

費ノ掛ツタモノデアル、他ノ船舶トハ大變  
違ツテ居ルノデアリマス、アア云フ一隻何  
百万圓モ掛ツタ船デモ、乗組員ハ大體三十  
人カ五十人位ヨリナイヤウニ承ツテ居リマ  
スガ、之ニ反シテ私ノ申上ゲル遠洋漁船ハ  
資本金僅カ七八万圓乃至十万圓デアリマス、  
テモ、鰹ノ漁期ニハ一隻ニ七十人乃至八十  
人、或ハ百人モ乗ツテ居ルノデアリマス、  
労働者ニモ等シイ裸一貫ノ船主ハ、七八十  
人ノ乗組員ノ負擔ヲシテ、一方大會社、大  
資本家ハ三十人力五十人ノ船員ニ對スル負  
擔デ宜イト云フ道理ハ見出サレナイノデア  
リマス、斯ク申シマスト七八十人ノ漁夫ト  
雖モ、實際其ノ被保險者タル資格ヲ持ツテ  
居ル者ハ、一隻ノ中ニ十人モ居ラナイ事實  
ガアルノデハナイカト申スデアラウト思ヒ  
マス、即チ船員手帳ヲ持ツテ居ル者八十人  
位シカナインデアリマス、所ガソコニ他ノ  
船員ト漁船乗組員ト同一ニ出來ナイ事實ガ  
證明セラレルノデアリマシテ、ソレハ遞信  
省ニ於キマシテモ、能ク御承知ノ上之ヲ默  
認シテ居ル、實際ニ照ラシテモ明カナノデ  
アリマシテ、若シ此ノ法築ノ恩典ニ浴セシ  
メルナラバ、ヤハリ全員ニ均霑セシメナケ  
レバ意義ラナサナイモノデアルト思フノデ  
アリマス、サウシテ船員ヲ恩典ニ浴セシメ

ヨウツスルト、船主ガ負擔ニ堪ヘラレナイシ、又實際取扱上前述ノ如キ不便ニブツカルノデアル、斯ウ云フ結論ニナルノデアリマスガ、是等ニ對シテドウ云フ御考ヲ持ツテ居ラレルノデアリマセウカ

外スルコトヲ指定シテ戴キタカツタノデア  
リマスガ、サウデナイ以上ハ、此處デセヌ  
テ速記録ニデモ載セテ置クヤウニシテ貰ヒ  
タイ、業種別ニシテ、例ヘバ先程申上ゲタ  
ヤウニ蟹工船、捕鯨船ト云フヤウナ特殊ノ  
僅カナモノダケハ、之ニ入レルケレドモ、  
其ノ他ノモノハ頓數ニ限ラズ除クト云フコ  
トヲ明ニ御答辯ヲ願ヒタイ調査致サナケレ  
バ分ラナイデハ、満足スル譯ニ行カナイ、  
明ニ御答辯ヲシテ戴キタイト思フノデアリ  
マス、先程大臣ヨリ非常ニ漁業者ニ對シマス  
シテ、御同情アル御言葉ヲ戴キマシテ、私  
共満足致シマスルガ、全ク兩者ノ特異性ヲ  
考ヘタナラバ、之ヲ同ジヤウニ織込ンデ行  
クト云フコトハ、獨リ船主ノミナラズ、  
漁業者モ非常ニ收入ガ一定シテ居ナイ  
カラ困難ナ事情ガアルト思フ、私ハ細  
カイコトハ言ハナイ、私ハ既ニ第十七  
條ノ第三項ニ依ツテ、漁船ノ大部分ハ除  
外サレルト云フコトヲ前提トシテ質問  
外シテ戴キタイ、サウシテ此ノ勅令ハ最モ  
シテ居ルノデアリマスカラ、是非漁船ハ除  
クルコトヲ得ト云フコトガ漁業法ノ第四十  
貴ヒタイ、漁業法ニモアル通り、漁業從事  
者ノ救濟ニ關スル規定ハ別ニ勅令ヲ以テ設

條ニ書イテアリマスガ、漁業法施行後約三十年ニナリマスガ、今以テ其ノ勅令ガ出テ居ナイ、ソレニ對シテ非常ニ農林省ヲ責メルケレドモ、困難ナ事情モ色々アルト聞イテ居リマス、如何ナル關係カ知リマセヌガ、ソレダカラシテ原則トシテ、唯特殊ノ僅カノ漁船ダケヲ除クコトニシテ、サウシテ急速ニ此ノ漁業者ノ救濟ヲシテ戴キタイト思フノデアリマス、今濱地君モ色々述ベラレタケレドモ、全ク漁業者ハ二十噸、三十噸以上ノ小サイ船ニ乗ツテ、サウシテ千浬モ一千五百浬モ沖ニ出テ働くイテ、一箇月以上上歸ツテ來ナイコトモアル、陸上ニ居ル者ト違フ、其ノ勇氣ト努力ハ――私共モ時ニ沖ニ行ツテ見ルコトモアルガ、我が日本ノ太和魂ノ根源モ漁業者ノ斯ウ云フ所カラ出テ居ルノデハナイカ、今日ハ天候ガ悪イカラ止メタラドウカト言ヘバ、止メテハ女房ヤ子供ガ食ハセラレナイカラト云フノデ、暴風雨ノ警報ガアツテモ漁業者ハ出テ行ク、是ハ形容詞デハナク、全クサウデアル、サウ云フコトヲ考ヘタナラバ相當同情シテヤツテモ宜イノデハナイカ、國家ノ爲ニ働くイテ居ル、其ノ獲ツテ來る漁族モ、國民ノ榮養食料バカリデハナイ、鮪ナドヲ獲ツテ來レバ、多クハ是ハ罐詰ニナツテ外國ニ出テ

<p>行クノデアルト云フコトヲ考ヘテ見レバ、モウ少シ漁業者ニ對シテ同情ヲシテ戴キタ、總テノ社會的立法ト致シマシテモ、他ノ漁業者人々ニハ相當アルケレドモ、此ノ漁業者ニ對シテハドウモ薄イヤウニ思フ、ソレヲ私ハ甚ダ遺憾ニ思ツテ居ルモノデアリマスカラ、其ノ點ニ於テドウカ明答ヲ得テ置キタイト思フ、第十七條ノ三項ニ於テ指定スルモノノ、大體ノ確答ヲ得テ置キタイト思ヒマス</p> <p>○進藤政府委員 高木サンノ仰シヤルヤウニ、漁業者ニ對シテ十分ニ同情ヲ以テ、其ノ實情ヲ認識セナケレバナラヌト云フコトハ、私共モ全ク同様ニ考ヘテ居リマシテ、漁船ノ船員ニ對シテ最モ同情シ、最モ良イ保護ガヤリタイカラ、私共ハ漁船ヲ此ノ法律カラ全部除クト云フヤウナコトハ宜クナイト考ヘテ居ルノデアリマス、此ノ法案ハ相當ノ保護施設デアツテ、勿論不完全ナ所ガアルカモ存ジマセヌガ、相當進歩シタ制度ダト思ヒマスルガ故ニ、之ニ成ベク入レテヤリタイ、唯之ニ入レルノガ、却テ本人ヲ保護スル所以ニナラヌト云フヤウナモノガアレバ、ソレハ已ムヲ得ズ除外スル、除外シテヤラナケレバナラヌ、斯様ニ考ヘテ居</p>	
<p>ル次第デアリマス、斯様ノ見地カラ致シマシテ、私共トシテ漁船ヲ全部除クト云フヤウナコトハ贊成致シ兼ネルノデアリマス、除クモノニ付キマシテハ十分調査ヲ致シマシテ、理由ノアルモノヲ除外シ、此ノ制度ニ浴サセルガ宜イモノハ入レタイト思ツテ居リマス、其ノ點ニ付キマシテ、マダ聊カ調査ガ私共ニ足リナイノデアリマスガ、マダ一箇年モアルコトデスカラ、モウ少シ調査ノ期間ヲ與ヘテ戴キタイ、尙ホ農林省ニ對シマシテモ、是等ニ對シテハツキリシタ打合セガ、實ハマダ出來テ居ラヌノデアリマシテ、此ノ際決メルコトハ、實際致シ兼ネルノデアリマス、併シ此ノ趣旨ハ前申シタヤウナ意味ニ於テ、適當ニ決メル考デアリマス、ドウゾ其ノ邊御諒承ヲ願ヒタイト</p> <p>○高木委員 大變諱ク申上ゲルヤウデスガ、私ハ唯漁業者ガ此社會立法カラ又置キ去リニサレテ行クノデハナカト云フコトヲ決ヌタイ、斯ウ云フノデアリマス</p> <p>○濱地委員 私ハ調査シテ戴イテモ、私ノ憂フル者デアリマス、ダカラ私ハ此ノ際漁業者ヲ除イテ、モウ忘レラレナイヤウニシテ、從來ノ社會立法ニハナカツタト思ヒマスガ、十七條ニ於キマシテ、帝國臣民タル船員ニ付テ此ノ保険ノ恩典ヲ與ヘルト云フノデアリマス、ソレハ此ノ保険ト云フモノハ、條件テ此ノ保険ノ恩典ヲ與ヘルト云フノデアリマスガ、年金ト云文ヲ御覽ニナレバ分リマスガ、年金ト云コトガ主眼デアリマス、年金ハ船員タル資格ヲ喪失シタル後ニ與ヘル、ソコデ外國人、</p>	
<p>○濱地委員 モウ少シ突込ンデ聽キタイト思フノデスガ、詰リ本法案カラ除イテ然ルベキ漁業從事員ト云フノハ、私ノ申上ゲルノハ、普通母船式漁業ニ從事スル母船、即チ蟹工船、鮭鱈工船、鯨工船、機船、捕鯨船ハ本法案ニ依ツテ然ルベキモノダト思ヒマス、此ノアトノ漁業者ハ全部本法案カラ除イテ、後日特別ナル保険制度、若クハ救濟制度ヲ立て戴キタイ、斯ウ云フノデアリマスガ、當局モサウ云フヤウナ積リデ御答下サツテ居ルノデハナイデセウカ、モウ一遍承ツテ置キタイ</p> <p>○進藤政府委員 只今ノ御質問ノ母船式ノ漁船ヲ、之ニ含マスト云フコトハ、私共モ農林當局モ皆一致シテ居リマス、併シソレダケヲ入レテ、アトハ除クト云フコトニ話ハナツテ居ラヌノデアリマシテ、ソコノ所ニ少シ調査ヲ要スル點ガアリマシテ、今後決ヌタイ、斯ウ云フノデアリマス</p> <p>○濱地委員 私ハ調査シテ戴イテモ、私ノ申上ゲル方ガ宜イト思フノデアリマスガ、當局ニ於カレテハ出來ルダケ調査ノ結果、成ベク私共ノ趣旨ニ一致スルヤウニ御願シタイノデアリマス、之ヲ以テ私ノ質問ヲ打切リマス</p>	
<p>○眞鍋委員長 ソレデハ土屋サンニ御諮リ致シマスガ、アナタノ御質問ハ、本日本會議ニ健康保險法ノ改正案ガ出マスガ、其ノ時ニナサイマスカ、或ハ今日ハモウ半時間シカアリマセヌガ、今日ナサイマスカ</p> <p>○土屋委員 今日デ打切りマスカ</p> <p>○眞鍋委員長 午前中ダケデ午後ハアリマセヌ</p> <p>○土屋委員 關聯シテ居リマスカラ、此ノ案ニ付テ少シ聽イテ見タイト思ヒマス、此ノ法案ヲ私今此處デ拜見シタダケデアリマスガ、一二三點御伺致シマス、十八條以下ニ屢々出テ居リマスガ、被保險者ノ資格ノ得喪ニ付テ、日本ノ國籍ヲ喪失シタ場合ト云フノガアリマスガ、是ハドウ云フノデアリマスカ、從來ノ保険法ニアリマセヌデシタガ、船員ニ特有ナ事情カラデアリマセウカ、他ニ事情ガアリマセウカ</p> <p>○佐藤政府委員 國籍ノ問題デアリマスガ、從來ノ社會立法ニハナカツタト思ヒマスガ、十七條ニ於キマシテ、帝國臣民タル船員ニ付テ此ノ保険ノ恩典ヲ與ヘルト云フノデアリマス、ソレハ此ノ保険ト云フモノハ、條件テ此ノ保険ノ恩典ヲ與ヘルト云フノデアリマスガ、年金ト云文ヲ御覽ニナレバ分リマスガ、年金ト云コトガ主眼デアリマス、年金ハ船員タル資格ヲ喪失シタル後ニ與ヘル、ソコデ外國人、</p>	

帝國臣民ニアラザル者ガ年金ヲ貰フ時期、

即チ船員タル資格ヲ喪失シタル後ハ、大體

本國ニ歸ルダラウト云フコトガ考ヘラレル、

ソコデ本國ニ——日本外ニ居ル者ニ對シテ、

年金ヲ支拂フト云フコトハ、事務上モ相當

不便デアル、ノミナラズ、此ノ保険ニ付キ

マシテハ、事務費ニアラザル純粹保険料ニ

付テ、國庫ガ五分ノ一負擔スル、國費ヲ費

シテ居ル、國ノ負擔ニ於テ外國人ニ利益ヲ

與ヘルト云フコトハ、從來ノ立法ニ於キマ

シテモ、必ズシモ認メテ居ラヌ所デアリマ

シテ、例ヘバ恩給法等ニ於キマシテモ、官

吏ガ退職後恩給ヲ貰ヒマシテ、其ノ後ニ於

テ國籍ヲ喪フコトニナルト、最早恩給權ヲ

喪失セシヌル、恩給ヲ與ヘナイ、サウ云フ

國ノ負擔ニ於テ利益ヲ與フルノデアリマス

カラ、外國人ニ之ヲ與ヘルコトハ、從來ノ

制度カラ見マシテ、必ズシモ適當デハナ

イ、サウ云フヤウナ關係カラ國籍喪失、即

チ日本人デアツタ者ガ亞米利加ニ歸化スル

ヤウナ場合ニハ、被保險者ノ資格ヲ喪失サ

セルト云フコトニシタノデアリマス

○土屋委員 此ノ法案ハマダ全部ヲ通ジテ  
讀ム暇ガアリマセヌデシタガ、養老年金ハ  
五十歳ヲ限度ニシテ居ルヤウデアリマスガ、  
五十歳ヲ限度ニシタ根據ヲ伺ヒタイト思ヒ

マス

○佐藤政府委員 養老年金ヲ幾歲カラヤル

カト云フコトハ、中々難シイ問題デアリマ

シテ、此ノ保険ニ於キマシテ養老年金ヲ與

活ニ鑑ミマシテ、其ノ船員生活ヲ辭メルト、

所得ノ獲得能力ガ非常ニ減退スルノデ、ソ

レヲ補充スルト云フ意味ニ於キマシテ、養

老年金ヲ與ヘルノデアリマス、ソコデ何歲

カラヤルカト云フコトハ、結局今申シマシ

タ船員トシテノ所得獲得能力ガ減退スル時

期ト云フコトヲ、抽象的ニ言ヘルノデアリ

マス、ソコデ船員ノ事情ヲ見マスト、海上

勞働ト云フモノハ、陸上勞働ニ較ベテ非常

ニ過激ナモノデアル、陸上程長クハ勤メラ

ジナイト云フコトモアルシ、又外國ノ制度

ト較ベマシテモ、日本ノ方ガ平均壽命ガ短

カイト云フヤウナコトデ、ソレカラ又餘リ

日本人ハ大分短イノデアリマス

○土屋委員 外國デハドウ云フ程度ニナツ

テ居リマスカ

ノハ、ソレ程各國デ畫一的ニナツテ居ラヌ、

是ハヤハリ其ノ國ノ事情、政治上トカ勞働

云フ事實モアリマスガ、他ノ半面ニ於テハ

國民ノ勞働年限ガ延長シツツアルト云フコ

トモ、是ハ見逃シ得ナイ事實デス、若シ効

レルノデ、ソレ程畫一的ニナツテ居ラヌノ

トガ言ヘルノデアリマス

○土屋委員 今ノ五十歳ニシタ根據、其ノ

一つノ理由トシテ日本人ノ平均壽命ハ、白

人ヨリ短イト御考デアリマスケレドモ、ソ

レハドウ云フ所ヲ捉ヘテ、サウ仰シヤルノ

デスカ

○佐藤政府委員 ソレハ内閣統計局デ出來

マシタ死亡生殘表及び平均餘命ノ調デアリ

マシテ、ソレニ依リマスト年齡ニ依ツテ違

ヒマスケレドモ、五六歲乃至二三歲、年ヲ

ビマスケレドモ、モウ少シ此ノ年齡ヲ引上ガタラ

ドウデスカ

日本人ハ大分短イノデアリマス

○土屋委員 内閣統計局ノ調査デ左様ナ考

デハナイ、殊ニ一面ニハ體位ガ低下シタト

云フ事實モアリマスガ、他ノ半面ニ於テハ

國民ノ勞働年限ガ延長シツツアルト云フコ

トモ、是ハ見逃シ得ナイ事實デス、若シ効

レルノデ、ソレ程畫一的ニナツテ居ラヌノ

トガ言ヘルノデアリマス

○佐藤政府委員 今ノ平均餘命ノ問題ハ、

私ノ申シ方ガ足ラナカツタカラ附ケ加ヘマ

スガ、成程日本人ノ平均壽命、或ハ平均餘

命ガ短イト云フコトハ零歲、即チ生レテ直

グ死ヌ者モ入レテ調ラベルカラ、極端ニ短

イノデアリマス、デスカラ後ニ至リマスト

後ノモノヲ平均シマスルト、サウ短イモノ

十歲後ノ餘命ハ幾ラカト申シマスト四十年

一八デアリマス、比較的長ク生キル和蘭人ハ、四十九年七デアリマシテ、日本人ヨリモ九年程平均餘命ガ長イ、或ハ獨逸人ト較ベマスト、獨逸人ハ二十歳以後ノ平均餘命ガ、四十七年九七生キマスカラ、日本人ヨリモ八年程長ク生キマス、又四十歳ノ例ヲ取リマシテモ、日本人ノソレ以後ノ平均餘命ハ、二十五年七四デアリマスガ、和蘭人ハ三十二年一デ最アリマスカラ、日本人ヨリモ七年程餘計生キル譯デス、獨逸人デスト三十年六一デスカラ、是モ日本人ヨリハ約五年長ク生キル、サウ云フ風ニ生レテカラ五歳未滿ノ者デナクテモ、平均餘命ハ大分違フ譯デアリマス

○土屋委員 二十歳カラ四十歳マデノ間ヘ、日本人ハ結核ニ因ル死亡率ガ非常ニ多イノデスガ、其ノ點モ御研究ニナリマシタカ

○佐藤政府委員 今二ツノ例ヲ擧ゲマシタガ、其ノ外ドノ例ヲ取リマシテモ、日本人ハ外國人ヨリモ平均餘命ガ少ナインデスガ、非常ニ年ヲ取ツテ來マスレバ、其ノ平均餘命ハ外國人ニ大分近寄ツテ來マス、例ヘバ

今ノハ四十歳デアリマスガ、四十歳ニナルト結核ノ影響ハ非常ニ少イノデ、日本ノ死

亡生殘表ヲ見マシテモ、結核ノ影響ノアルノハ精々三十歳位マデデアリマシテ、其ノ

後ニ於キマシテハ少イノデアリマス  
○土屋委員 ソレハ段々年齢ニ連レテ少ナクナリマス  
○佐藤政府委員 ソコデ二十歳ノ例ヲ取りマシテモ、三十歳、四十歳、五十歳、六十歳ノ例ヲ取リマシテモ、現在ノ所平均餘命ハ、外國人ヨリ日本人ノ方ガ、大分短イト云フコトニナツテ居リマス

○土屋委員 外國デ五十歳ヲ基準ニシテ居ル國ハ、何處ト何處デスカ、ソレカラソレ以上ノ年齢ヲ基準ニシテ居ル國ハ、何處ト何處デスカ、ソレヲ一寸承リタイト思ヒマス

○佐藤政府委員 ソレハ御手許ニ御配り致シマシタ「各國ニ於ケル船員保護制度概要」ト云フノガゴザイマス、ソレヲ讀ミマスト、英國デハ無醸出年金、即チ被保險者ガ金ヲ出サナイ年金ニ於キマシテハ、七十歳カラ開始スル、醸出年金ニ於テハ、六十五歳カラ開始スル、獨逸ニ於キマシテハ、勞働者ノ制度ニ於キマシテハ六十五歳、職員ノ制度ニ付テモ六十五歳、佛蘭西ハ短イノデアリマシテ

度モ六十五歳、佛蘭西ニ付キマシテハ、佛蘭西ハ短イノデアリマシテ、船員ニ付キマシテ五十歳カラ年金ヲ吳レル、ソレカラ伊太利ハ五十歳、五十五歳或ハ六十歳

老年金ニ關シテ、外國ノ立法ノ御詰ガアリマシタガ、成程日本ノ本法ノ規定ノ五十歳ヨリモ高イ所ガアリマスルガ、是ハ同時ニ

○米建国委員 今ノ點ニ關聯シテ——先程養老金ニ付キマシテ、外國ノ立法ノ御詰ガアリ

マスガ、日本ハ御詰ノ通り現在社會保險制度ト云フモノハ、發達ノ極ク初期ニアルモノデアリマシテ、隨テ保険制度ト云フモノハ非常ニ不十分デアル、サウ云フ關係デ、成ベク外ノ制度ヲ考ヘナイデ、此ノ制度ダケデヤツテ行カウト云フコトニナリマスカ

ラ、年齢ノ問題ニ付テモ外國ト違フト云フコトガ、一ツノ結果トシテ起ルト思ヒマス、何時一番ソレカラ尙ほ資料ノ御話デスガ、何時一番辭メルカト云フ退職ノ年齢ニ付キマシテハ、ソレニ依ツテ計算シマシテ、明日差上ゲルコトニ致シマス

○米窪委員 現在官ノ方、或ハ民ノ方ノ共濟組合制度ナドハ、大體四十歳乃至五十歳一番多いノハ四十五歳位ヲ以テ退職ノ年齢ト決ヌテ居リマス、船主協會ト海員團體トヨリ出來テ居ル海事協同會ノ退職手當モ、四十歳、四十五歳、五十歳ト三段ニ分ケテガ出來ナケレバ、資料ヲ貰ヒタイト思ヒマス

○佐藤委員 共濟組合ノ點デアリマスガ、其ノ邊ノ御調査モ只今御答スト付、即チ從來ノ保険ニ認メラレル部分ニ付、即チ從來ノ保険トノ關係モアリマスシ、其ノ事務費以外、即チ純保険ト

○土屋委員 只今米窪委員ノ御質問ノ中ニ失業保険ノコトガゴザイマシタガ、政府ハ日本ニ失業保険制度ヲ布クコトガ適當デアルト御考デアリマセウカ、是ハ英吉利アタリデハ、御承知ノヤウニ實際ニヤツテ見テ隨分惱シデ居ル、國情モ違フノデアリマスガ、日本トシテハ此ノ制度ヲ採用スル御考ガアルカ

○廣瀬國務大臣 日本ニ於キマシテ失業保険制度ヲヤルカ、ドウカト云フ御質問デアリマスガ、今ハ其ノ考ヲ持ツテ居リマセヌ、是ハ中々重大ナ問題デアツテ、色々研究ヲハ體四十歳、乃至五十歳、大部分ガ四十年金ヲ與ヘルコトニナツテ居リマス、ソレカラ官吏ニ付キマシテモ、此ノ問題ハ同ジヤウナ問題デアリマシテ、餘り年齢ノ少イ中カラ恩給ヲヤルコトハ、不適當ダト云フ意見ガアリマシテ、前回ノ改正ニ於キマシ

テ、四十歳マデハ恩給ノ全額ヲヤラナイデ、一部ノ支拂ヲ停止スルト云フ制度ヲ執ツテ脱退残存表ト云フモノガゴザイマスカラ、ソレニ依ツテ計算シマシテ、明日差上ゲルコトニ致シマス

○土屋委員 只今米窪委員ノ御質問ノ中ニ失業保険ノコトガゴザイマシタガ、政府ハ日本ニ失業保険制度ヲ布クコトガ適當デアルト御考デアリマセウカ、是ハ英吉利アタリデハ、御承知ノヤウニ實際ニヤツテ見テ隨分惱シデ居ル、國情モ違フノデアリマスガ、日本トシテハ此ノ制度ヲ採用スル御考ガアルカ

○佐藤政府委員 従來ノ社會保險ト異ナリマシテ、此ノ保険デハ從來ノ社會保險ト同ノハ、四十歳、四十五歳、五十歳ト云フヤウニ、停年ノ制度ハアリマス

○土屋委員 只今米窪委員ノ御質問ノ中ニ失業保険ノコトガゴザイマシタガ、政府ハ日本ニ失業保険制度ヲ布クコトガ適當デアルト御考デアリマセウカ、是ハ英吉利アタリデハ、御承知ノヤウニ實際ニヤツテ見テ隨分惱シデ居ル、國情モ違フノデアリマスガ、日本トシテハ此ノ制度ヲ採用スル御考ガアルカ

○廣瀬國務大臣 日本ニ於キマシテ失業保険制度ヲヤルカ、ドウカト云フ御質問デアリマスガ、今ハ其ノ考ヲ持ツテ居リマセヌ、是ハ中々重大ナ問題デアツテ、色々研究ヲハ體四十歳、乃至五十歳、大部分ガ四十年金ヲ與ヘルコトニナツテ居リマス、ソレカラ官吏ニ付キマシテモ、此ノ問題ハ同ジヤウナ問題デアリマシテ、餘り年齢ノ少イ中カラ恩給ヲヤルコトハ、不適當ダト云フ意見ガアリマシテ、前回ノ改正ニ於キマシ

ノ負擔ヲ被保険者ガスルト云フ風ニ見エマスガ、ソレヲ區別シタ理由ハ何處ニアリマス、スル、或ハ補助ヲスルト云フコトガアルノデアリマシテ、我國デモ其ノ點ニ於キマシテ同ジニスル方ガ適當ダト考ヘマシテ、斯ノ如キ部分ニ付テノミ、國庫ノ負擔ヲ認メタ譯デアリマス

○土屋委員 サウスルト慥カ職員保險デアリマシタガ、ソレニ療養給付ノ場合ニ、一部負擔ヲ認メテ居ツタカノヤウニ思ヒス、一寸私職員保險法案ヲ見マセヌデシタカラリマセヌガ、サウ云フコトガアリマシタカ

○土屋委員 サウスルト慥カ職員保險デアリマシタガ、ソレニ療養給付ノ場合ニ、一部負擔ヲ認メテ居ツタカノヤウニ思ヒス、一寸私職員保險法案ヲ見マセヌデシタカラリマセヌガ、サウ云フコトガアリマシタカ

云フモノハ國庫デ持タナイ、事務費ト云フモノハ持ツノデアリマスガ、事務費以外ノ純保険料ハ持タナイト云フ制度ニナツテ居リマス、ソレハ從來ノ保険トト同ジデアリマス、從來ノ保険ト異ル所謂長期給付ト云フモノニ付キマシテハ、是ハ保険料ノ計算ニ於キマシテ、非常ニ大キイ部分ヲ占メルノデアリマシテ、若シ之ニ對シマシテ國庫ガ全然負擔シナイト云フコトニナリマスト、

○佐藤政府委員 職員保險、ソレカラ勞働者ノ健康保險ニ付キマシテハ、療養費用ノ十分ノーフ國家ガ出ス、ソレハ法律ニ書イテナイ場合モアリマスガ、所謂事務費、保險ノ技術語デ申シマスト附加保險料、即チ保險ヲヤル爲ニ必要ナ事務費ハ國家ガ持ツノデアリマス、此ノ事務費ニ付テハ今度ノ保險デモ同ジデアリマス、唯所謂純保険料ノ部分ニ付テマデ、國家ガ持ツカ持タヌカト云フコトガ、新タナ問題デアツテ、サウ云フ問題ニ付テ今度ノ保險デハ、國家ガ五分ノ一持ツト云フ趣旨デアリマス

○土屋委員 療養ノ給付デアリマスガ、是ハドウ云フ方法デオヤリニナリマスカ

○佐藤政府委員 療養ノ給付ニ付キマシテハ、現在ノ健康保険ト大體同ジデアリマシテ、實際上ノ問題トシテハ、船員ニ付キマシテハ、掖濟會ト云フ團體ガアリマシテ、ソコデ經營スル病院ガアリマス、其ノ病院ガ又大キナ港ニハ皆アリマスカラ、恐ラクソコヲ一番利用スルコトニナルノデハナイカト思ヒマスガ、其ノ他ノ醫者ニ付キマシテモ、健康保險ト同ジヤウニ、被保險者ノ便懽レルト云フコトニスル積リデ居リマス  
○土屋委員 其ノ點ニ付テモヤハリ日本醫師會ト契約ヲスル御考デアリマスカ  
○佐藤政府委員 被保險者ノ便宜ニナルヤウニ、保險ヲ運用シテ行ク見地カラ、ヤハリ醫者ヲ使ヒマス、其ノ醫者ヲ使フニ付テハ、大體日本醫師會ノ協力ヲ得ルコトガ適當ダト思ツテ居リマス  
○土屋委員 第二十八條ノ第三項ニ「診療所ニ收容スルコトヲ得」トアリマスガ、此ノ診療所トハ何ヲ意味スルノデアリマスカ  
○佐藤政府委員 診療所ト書キマシタガ、是ハ健康保險法ニ依ル病院ト同ジ意味デアリマスガ、醫師法制等カラ見マシテ、病院ト云フヨリモ診療所ト言ツタ方ガ適當デアラウト云フノデ、斯ウ云フ字ヲ使ツタ譯デ

○**土屋委員** サウシマスト、此ノ診療所ト云フノト  
云フノハ、此ノ法律執行ノ爲ノ、特別ナル  
診療機關ト云フノデハナクシテ、一般ニア  
リマス私立ノ病院或ハ病院デナクトモ患者  
ノ收容シ得ル狀態ニアル診療所、斯ウ理解  
シテ宜シウゴザイマスカ

○**佐藤政府委員** 御話ノ通リデゴザイマス

○**土屋委員** 此ノ三十一條ニ「診療所ニ收  
容シタル被保險者タリシ者ニ對シテ支給ス  
ベキ傷病手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之  
ヲ減額スルコトヲ得」トアリマスガ、是ハ  
ドウ云フ意味デアリマスカ

○**佐藤政府委員** 是ハ現在ノ健康保險法ニ  
認メラレテアル制度デアリマシテ、病院ニ  
入ツテ居ル間ハ、例ヘバ其ノ人ニ家族ガ居  
レバ、傷病手當金ガ必要デアリマスケレド  
モ、獨身者デアレバ病院ニ收容シテ居ル間  
ハ、其處デスツカリヤツテヤルノダカラ、  
傷病手當金ハ減ラシテモ宜イト云フ譯デア  
リマス、現在ノ健康保險デヤツテ居ルノト  
同ジコトデアリマス

○**土屋委員** サウシマスト、船員保險法案  
ニ於キマシテモ、療養ノ給付ヲスルノニ、  
日本醫師會ト協定ヲシテヤルコトニナルト

思ヒマスケレドモ、其ノ場合ニ診療録ノ査  
閱ノ問題ハドウ云フコトニナリマスカ  
ニヤツテ行ク積リデアリマス  
○土屋委員 此ノ案モ他ノモノト同ジヤウ  
ニ、ヤハリ診療録ヲ見ルト云フコトニナリ  
マスト、昨日厚生大臣ハ、診療録ヲ醫師法  
ノ規定ニ依ラズシテ見ルコトハ、法規ノ解  
釋上差支ナイト云フ御答辯デアリマシタ  
ガ、如何ナル解釋ヲ以テ、醫師法ニ依ラズ  
シテ、診療録ヲ査閱シ得ルト御考ニナリマ  
スカ、是ハ重大ナコトデアリマスカラ、此  
ノ問題ニ付テハ大臣ノ御答辯ヲ求メマス  
○佐藤政府委員 是ハ結局醫師法ノ精神ノ  
問題デアリマシテ、醫師法ニ於テ診療録ノ  
査閱ニ付テ規定ヲ設ケテ居ルノハ、私共ト  
致シマシテハ、地方長官ノ醫師ニ對スル一  
般的監督權ヲ規定シタモノト考ヘテ居リマ  
ス、ソコデ其ノ範圍外ニ付テハ、例ヘバ今  
度モ社會保險、諸種ノコトヲヤリマスシ、  
又現在モヤツテ居リマス、ソレハ醫師法ノナ  
規定ノ範圍外ト考ヘテ居リマス、ソコデ其  
ノ醫師法ノ範圍外ニ付テハ、現在法律ノナ  
イ部分デアルカラ、其ノ部分ニ付テ命令デ  
規定スルコトハ、違法ト考ヘテ居ラナイ、  
斯ウ云フ次第デアリマス

○土屋委員 私は是ハ政府委員カラデナク、特ニ大臣ヲ指名シテ答辯ヲ得タイト思ヒマス、只今ノ御説明デハ私ニハ分ラヌ、厚生大臣カラ御答辯ヲ願ヒマス

○廣瀬國務大臣 法律デ規定シテナイ部分ニ付キマシテハ、命令ヲ以テ規定シテモ差支ナイ、醫師法ニ於テハ、衛生官吏ヲシテ一般的ニ診療簿ヲ査閱セシメルト云フコトヲ、法律デ規定ヲ致シテ居ル譯デアリマス、併シ健康保險ニ於テハ、一般的ニ診療簿ヲ見ルト云フノデハナイ、必要ノ部分ニ付テ見ル、其ノ部分ニ付テハ省令デ決メテモ、勅令デ決ヌテモ差支ナイト、吾々ハ解釋シテ居ル譯デアリマス

○土屋委員 大臣ハ醫師法制定當時ノ、議會ニ於ケル審議ノ事情ヲ御承知デアリマスカ、ソレカラ又醫師法ヲ御讀ミニナツタノデアリマスカ、其ノ施行命令及ビ之ニ關聯スル所ノ通牒ヲ、アナタハ御覽ニナツテ居リマスカ、アナタノ御答辯ハ其ノ點ヲ御讀ミニナツテ居ナイヤウデアリマス、一般的ニ診療錄ヲ見ニ來ルヤウナコトハ、當時醫師法改正案審議ノ際ニ、議會ガ絶對ニ反対シタ、其ノ知ナイヤウデアリマス、一般的ニ診療錄ヲ

爲ニ嚴格ナル制限ヲ設ケタノデハアリマセ

スカ、ドウシテアナタハ一般的ニ、アレヲ見ラレル規定デアルト、斯ウ仰シヤルノデアリマスカ

○林政府委員 一應私カラ答辯ヲ申上ゲマス、醫師法制定ノ當時ニ於キマシテハ、只今大臣ヨリモ御話ノアリマシタ通リニ、醫師ノ行政監督ノ立場ヨリ、地方長官ヲシテ醫師ノ監督ニ當ルニ當ツテ、一般官吏ヲシテ當ラシメナイデ、衛生技術官ヲ以テシテ其ノ任ニ當ラシメル、斯ウ云フ方針ヲ確立シタノデアリマス、而シテ其ノ衛生官吏ヲシテ、行政監督ノ任ニ當ラシメルニ付テハ、祕密漏洩ノ問題ニ關スル罰則ヲ、醫師法中ニ置イタノデアリマス、而シテ地方長官ハ、醫師ニ對スル免許、營業ニ對スル監督ノ立場ヨリ致シマシテ全般的ニ行政監督ヲ爲シ得ルノデアリマスルガ、併シ往々ニシテ是ガ執行上、異論ノ存スル所デアリマシタカラ、特ニ衛生官吏ヲシテ見ルベキコトヲ、明文ノ上ニ明ニ致シタノデアリマス、隨テ醫師法ノ規定ハ、ドコマデモ行政監督ノ形式ヨリ來ル地方長官ノ執行上ノ方法ヲ規定ヲ致シタインデアリマシテ、醫師法ガ他ノ法規上カラ、診療録其ノ他ヲ查閱スル場合ヲ規定スベカラズトノ、排除規定ヲ設ケテ居ルノデハナイト解釋スルノデアリマス、

隨テ健康保険法ナリ、其ノ他ノ法ノ施行上、其ノ限度ニ於テ必要アル場合ニ於テ、其ノ事柄ヲ其ノ法律ガ、乃至ソレニ關聯スル命令ガ規定スルコトハ、敢テ醫師法ニ違反シナイ、斯ウ云フ解釋ヲ執ツテ居ルノデアリマス

○土屋委員 只今ノ政府委員ノ答辯デハ分

ラナイ、アナタモ能ク此ノ醫師法關係ヲ御存ジガナインデアリマス、衛生局長デ御居デニナルガ、アノ當時ノコトモ御承知ナク、他ノ關係法規ヲ御覽ニナツテ居ナイ、廣瀬テアア云フ規定ヲ設ケルヤウニナツタカ、他ノ關係法規ヲ御覽ニナツテ居ナカ、ドウシテモ開イテ、漸ク決定シタ問題デアル、殊ニ此ノ問題ハ、從來政府ガ法律案ヲ審議スルニ當ツテ、議會ノ要望ヲ容レラレテ同意

大臣カラ答辯ヲ願ヒタイ

○廣瀬國務大臣 法律ノ解釋ハ今政府委員ノ申上ダ通り……

○土屋委員 法律ノ解釋バカリデナク事實ガ違フ、解釋ヲ下ス根柢ガ違ツテ居ル、一般的ニ行政監督ヲスル爲デアル、一般的ニ

解得ルノデアリマスルガ、併シ往々ニシテ是ガ執行上、異論ノ存スル所デアリマシタカラ、特ニ衛生官吏ヲシテ見ルベキコトヲ、明文ノ上ニ明ニ致シタノデアリマス、隨テ醫師法ノ規定ハ、ドコマデモ行政監督ノ形式ヨリ來ル地方長官ノ執行上ノ方法ヲ規定ヲ致シタインデアリマシテ、醫師法ガ他ノ法規上カラ、診療録其ノ他ヲ查閱スル場合ヲ規定スベカラズトノ、排除規定ヲ設ケテ居ルノデハナイト解釋スルノデアリマス、

是ハ醫師法改正案ノ問題デ、兩院協議會マ辯ヲシテ居ツタノデハ、審議ガ進ミマセヌ、マス

○土屋委員 只今ノ政府委員ノ答辯デハ分ラナイ、アナタモ能ク此ノ醫師法關係ヲ御存ジガナインデアリマス、衛生局長デ御居ルニ當ツテ、議會ノ要望ヲ容レラレテ同意

はハ醫師法改正案ノ問題デ、兩院協議會マ辯ヲシテ居ツタノデハ、審議ガ進ミマセヌ、マス

尙ホ此ノ際參考資料トシテ、船員ニ起ツデモ開イテ、漸ク決定シタ問題デアル、殊ニ此ノ問題ハ、從來政府ガ法律案ヲ審議スルニ當ツテ、議會ノ要望ヲ容レラレテ同意

はハ醫師法改正案ノ問題デ、兩院協議會マ辯ヲシテ居ツタノデハ、審議ガ進ミマセヌ、マス

尙ホ此ノ際參考資料トシテ、船員ニ起ツテ居ル疾病ノ種類、病名、統計、各國ト比較スベキモノガアレバ、尙ホソレモ添ヘテ得テ公布シテ執行スルト云フ時ニナルト、

○土屋委員長 アナタノ御質問ハ今日ハソ

レデ宜シウゴザイマスカ

○土屋委員 今ノ大臣ノ答辯ハ、事實ヲ全

然間違ツテ居ルヤウデアリマスカラ、其ノ

點ヲ能ク御否込ミナサラズシテ、私ト問答

シタ所デ、理解ガ出來ナイト考ヘマスカラ、

議事ノ審議ヲ滑カニスル爲ニ、大臣ニ於

カヌト、是デ長ク引張ラレルト云フト、甚  
ダ迷惑スル方モ多イヤウデアリマスガ、何  
カ御答辯ガアリマスカ

○廣瀬國務大臣 診療録查閱ノ問題ニ付キ  
マシテハ、昨年モ大分御議論ガアツタノデ  
アリマシテ、當局ト致シマシテハ十分研究  
ヲ致シマシタ上デ、答辯ヲ申上ゲテ居ル譯  
デアリマスカラ、是レ以上別ニ研究致シマ  
シテ變ヘル餘地ハナイノデアリマス、今マ  
デノ答辯ヲ以テ御承知置キフ願ヒタイト思  
ヒマス

○眞鍋委員長 如何デセウ、今日ハ……

○泉委員 本日ハ是ニテ散會セラレンコト  
ヲ望ミマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○眞鍋委員長 御異議ナシト認メマス、ソ  
レデハ本日ハ是ニテ散會致シマス、明日ハ  
午後一時カラ開會ト云フコトニ致シタイト  
存ジマス、追テ公報ヲ以テ御通知申上ゲマ  
ス

午後零時十一分散會

ス

昭和十四年三月十四日印刷

昭和十四年三月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局